

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 7 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第73号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則（平成24年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（保健師等を保育士とみなすことができる保育所）</u></p> <p><u>第5条 条例第10条第2項に規定する規則で定める保育所は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の認定を受けた佐賀県保育所看護師配置促進特区に係る構造改革特別区域計画に基づく特例措置の適用を受けている保育所とする。</u></p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>様式（第7条関係） 略</p>	<p>第5条・第6条 略</p> <p>様式（第6条関係） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。